

平成22年度個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金交付要綱

平成22年4月1日

(事業の目的)

第1条 この要綱に基づく助成金の交付業務は、国の個別受信難視聴対策事業費補助事業補助金の交付を受けて、地上アナログテレビ放送が受信できる地域（放送対象地域における一般放送事業者の放送系の数が一などやむを得ない理由により、当該地域において他の放送対象地域の一般放送事業者の放送を現に受信している地域を含む。）であって、地上デジタルテレビ放送への移行に伴い同放送の電波の特性等に起因し、地理的条件により、地上デジタルテレビ放送の電波の強さ（地上10mの高さにおける電界強度）が1.0mV/mに達しない地域（以下「新たな難視地域」という。）となる場合において、建屋ごとの受信設備に係る地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする事業であって、法人又は受信者が行うものに対し所要経費の一部を助成することにより、地上デジタルテレビ放送の受信可能な地域の拡大を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高性能等アンテナ対策事業とは、地上アナログテレビ放送の受信設備を標準性能（14素子アンテナ相当の性能）を超えるアンテナ等を用いること若しくは受信点を移設等することにより、地上デジタルテレビ放送対応の受信設備に改修する事業をいう。
- (2) ケーブルテレビ等移行対策事業とは、地上アナログテレビ放送の受信設備を有線テレビジョン放送施設（電気通信役務利用放送設備を含む。以下同じ。）又は有線共聴施設への置換により地上デジタルテレビ放送の再送信を視聴可能とする事業をいう。
- (3) 個別受信難視聴対策事業とは、新たな難視地域となる場合において、建屋ごとの受信設備に係る地上デジタルテレビ放送の難視聴解消を目的とする高性能等アンテナ対策事業及びケーブルテレビ等移行対策事業であって法人又は受信者が行うものをいう。
- (4) 助成対象事業とは、個別受信難視聴対策事業であって、助成金の交付対象となった事業をいう。
- (5) 助成対象者とは、個別受信難視聴対策事業を実施する者をいう。
- (6) 地上デジタル放送難視地区対策計画とは、個別受信難視聴対策事業の対象となる地区及び対策手法等を示した計画であって、総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会が公表するものをいい、以下「難視地区対策計画」という。

(補助事業の実施者)

第3条 社団法人デジタル放送推進協会（以下「当協会」という。）は、個別受信難視聴対策事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を助成対象者に対し交付する。

(助成金交付選定基準)

第4条 当協会は、助成対象者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として行う。

- (1) 有効性：難視地区対策計画に掲げる地区において、個別受信難視聴対策事業によって、地上デジタルテレビ放送の視聴が可能となるものであること。
- (2) 公平性：難視地区対策計画に掲げる対策手法（ただし、ケーブルテレビ等移行対策事業については、すべての受信側の対策手法に適用ができるものとする。）において、地上デジタルテレビ放送の難視聴解消のための適正な価格の工事であること。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表第1に掲げる経費の総額とする。

(交付額)

第6条 当協会は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる額に相当する額の助成金を交付する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

- (1) 高性能等アンテナ対策事業にあつては、別表第1に掲げる経費の3分の2に相当する額（ただし、新たに設置する伝送路のうち15mを超える部分については定額）又は別表第1に掲げる経費から3万5千円を差し引いた額のいずれか低い方の額
- (2) ケーブルテレビ等移行対策事業にあつては、別表第1に掲げる経費から3万5千円を差し引いた額（ただし、3万円を上限とする。）

(交付の申請)

第7条 助成対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式第1号による交付申請書を当協会が別に定める日までに当協会に提出しなければならない。

- 2 助成対象者は、前項の助成金の交付の申請をするに当たっては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 当協会は、受け付けた助成金交付申請に係る助成金の額が予算の範囲を超えると認められるときは、助成金交付申請の受付を停止する。

(交付決定の通知)

第8条 当協会は、前条の規定による交付の申請があつたときは、当該申請書の内容について審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに申請者に対して、様式第2号による交付決定通知書により通知するものとする。

- 2 当協会は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。

- 3 当協会は、第1項の決定を行うに当たっては、前条第2項の規定により助成金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 当協会は、前条第2項ただし書の規定により申請がなされたものについては、助成金に係る消費税仕入控除税額について、当該助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 5 当協会は、前条の規定による申請に対し不交付の決定をしたときには、様式第3号による助成金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第9条 助成対象者は、前条第1項の通知を受けた場合において、助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から当協会の指定する日までに、当協会に様式第4号による助成金交付申請取下げ書をもって申し出なければならない。
- 2 前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなす。

(計画変更等の承認)

- 第10条 助成対象者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5号による計画変更承認申請書又は様式第6号による中止(廃止)承認申請書を当協会に提出し、その承認を受けなければならない。
- (1) 助成対象事業の内容を変更しようとするとき。
 - (2) 助成対象経費の額を変更しようとするとき。
 - (3) 助成対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 当協会は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(事故の報告)

- 第11条 助成対象者は、助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を当協会に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

- 第12条 助成対象者は、助成対象事業の遂行及び収支の状況について、当協会から要求があった場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を当協会に提出しなければならない。

(実績報告)

- 第13条 助成対象者は、助成対象事業が完了した日(助成対象事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日をいう。)から起算して15日を経過した日又は3月10日のいずれか早い日までに、様式第9号による実績報告書を当協会に提出しなければならない。
- 2 前項の報告書の提出期限については、当協会の別段の指示を受けたときは、その指

示によることができる。

- 3 助成対象者は、第1項の報告を行うに当たって、助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第14条 当協会は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成対象事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容(第10条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)及びこれに付した条件に適合すると認められた場合には、助成対象者に対して、様式第10号による助成金の額の確定通知書により通知するものとする。

- 2 前項の交付すべき助成金の額は、助成対象事業における助成対象経費の実績額について、第6条の規定により算出された額と交付決定額のいずれか少ない額とする。

(助成金の支払)

第15条 助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第16条 当協会は、第10条第1項第3号の助成事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第8条の決定の内容(第10条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容)の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 助成対象者が、法令、この要綱又はこれらに基づく当協会の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 助成対象者が、助成金を助成対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 助成対象者が、助成対象事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、助成対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- 2 助成対象者は、当協会が前項の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消し部分に関し、既に助成金の交付を受けているときは、当協会の定める期限までに、当該助成金を返還しなければならない。

- 3 当協会は、前項の規定により助成金の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の支払を受けた日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を徴するものとする。

- 4 助成対象者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を当協会に納付しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第17条 助成対象者は、助成対象事業完了後に、消費税の申告により助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式第11号による報告書を当協会に提出しなければならない。

2 当協会は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第16条第4項の規定は、前項の返還について準用する。

(助成対象事業の経理等)

第18条 助成対象者は、助成対象事業の経理については、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区別して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 助成対象者は、前項の帳簿及び証拠書類を助成対象事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、当協会の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるように保存しておかなければならない。

(財産の管理等)

第19条 助成対象者は、助成対象事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下「取得財産等」という。）については、助成対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 当協会は、助成対象者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を当協会に納付させることがある。

(処分等の制限)

第20条 助成対象者は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の取得財産等を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、あらかじめ様式第12号による財産処分承認申請書を当協会に提出し、当協会の承認を受けなければならない。ただし、別表第2に定める財産の処分制限期間を経過した場合は、この限りでない。

2 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(財産の処分による収入の納付等)

第21条 助成対象者は、第19条第2項(前条第2項において準用される場合を含む。)の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を国に納付する場合には、速やかに様式第12号による届出書を当協会に提出しなければならない。

2 当協会は、前項の届出があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずる。

3 第1項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、当協会は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(書類の提出)

第22条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、当協会に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第23条 助成金の交付に関するその他必要な事項は、当協会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別表第1

個別受信難視聴対策事業	施設・設備費	ア 放送の受信に必要な受信アンテナ又は伝送路（同軸ケーブルによる場合に限る。）の設置又は改良に要する経費 ただし、前置増幅器1台のほか伝送路用中継増幅器は1台までとする。 イ アに掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の改良に要する経費 ウ 地上アナログテレビ放送の受信設備を有線テレビジョン放送施設又は有線共聴施設に置換して地上デジタルテレビ放送の再送信を視聴可能とするための経費 （ア）有線テレビジョン放送施設の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの （イ）有線テレビジョン放送施設を利用するための契約料 （ウ）有線共聴施設に加入するための経費 エ 附帯工事費
-------------	--------	---

別表第 2

処分を制限する財産の名称		処分制限 期間（年）
施設設備等の分類	財産の名称、構造等	
構築物	鉄塔及び鉄柱	
	円筒空中線式のもの	30
	その他のもの	40
	鉄筋コンクリート柱	42
	木柱	10
	アンテナ	10
	接地線及び放送用配線	10
機械及び装置	テレビジョン放送設備	6
	その他の通信設備	9

様式第1号（第7条第1項関係）

平成 年 月 日

社団法人デジタル放送推進協会 理事長 殿

郵便番号
住所
氏名 印
電話

※法人の場合は、名称・代表者名を記載のこと。

個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金交付申請書

標記について、平成22年度個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条第1項の規定に基づき、個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金の交付について、下記のとおり申請します。

なお、本申請に当たっては、交付要綱の規定を遵守するとともに、貴協会からの指示があった場合には、これに従うことを約します。

また、本申請に当たり、本助成金制度において発生した一切の件については貴協会に対し一切責任を問わないことを約します。

記

1 助成対象事業の名称：個別受信難視聴対策事業

- 高性能等アンテナ対策事業（伝送路長が1.5m以下の場合）
- 高性能等アンテナ対策事業（伝送路長が1.5mを超える場合）
- ケーブルテレビ等移行対策事業

2 助成対象経費の額及び助成金交付申請額（注1）

助成対象経費の額 円（注2）

高性能等アンテナ対策事業（伝送路長が1.5mを超える場合）の内訳（注3）

経費区分	事業費		助成金申請額 (事業費×補助率)
受信設備経費			
伝送路経費 (伝送路長〇〇m)	全 体		
	1.5m以下		
	1.5m超え		
合 計			

助成金交付申請額 円（1,000円未満切り捨て）（注4）

（注1）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$\text{助成金所要額} - \text{消費税仕入控除税額} = \text{助成金額}$$

(注2) 高性能等アンテナ対策事業又はケーブルテレビ等移行対策事業に要する地上デジタル対応に不可欠な経費。なお、ケーブルテレビ等移行対策事業の場合は、引込み工事費及び契約料等に係る経費とする。

(注3) 高性能等アンテナ対策（伝送路長が15mを超える場合）のみ記載すること。

(注4) 第6条の規定に基づくものとする。なお、ケーブルテレビ等移行対策の場合は30,000円を上限とする。

3 施設の設置場所等

(1) 高性能等アンテナ対策事業の場合

建屋の場所：(注5)

受信アンテナの設置場所：(注6)

(注5) 建屋の所在地を記載すること。

(注6) 受信アンテナの所在地を記載（建屋の場所と同一の場合は「同上」と記載すること。）また、他の受信設備より信号供給を受ける場合は接続点の所在地及び接続の相手方を記載すること。

(2) ケーブルテレビ等移行対策事業の場合

ケーブルテレビ等会社名又は共聴組合名：

4 助成対象事業の着工及び完了予定日

着工予定日 年 月 日

完了予定日 年 月 日

5 地上アナログテレビ放送視聴状況

現在、地上アナログテレビ放送を個別受信アンテナにより受信している。

6 添付資料

(1) 高性能等アンテナ対策事業

ア 助成対象事業に要する経費の見積書

イ 線路図（注6）

（注6）住宅地図等に明示したもの（高性能等アンテナ対策（伝送路長が15mを超える場合）に限る）。

(2) ケーブルテレビ等移行対策事業

助成対象事業に要する経費の見積書

様式第2号（第8条第1項関係）

第 号
平成 年 月 日

郵便番号
住所
氏名 ○○ ○○ 殿
電話

社団法人デジタル放送推進協会 理事長 印

個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金については、平成22年度個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第8条の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

- 1 助成金の交付の対象となる事業の内容は、
申請書に記載されたとおりとする。
一部修正の上、別紙1のとおりとする。
- 2 助成金の交付決定額は、 金 ， 千円とする。
- 3 内訳は次のとおりとする。

（千円）

経費区分	交付決定額
施設・整備費	

- 4 助成金の交付の条件は、別紙2のとおりとする。

別紙 2

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）に従わなければならない。
- (2) 助成対象事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ社団法人デジタル放送推進協会（以下「当協会」という。）に申し出て指示を受けること。
- (3) 助成対象事業を中止又は廃止しようとするときは、当協会の承認を受けなければならない。
- (4) 助成対象事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成対象事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書を当協会に提出し、その指示を受けなければならない。
- (5) 助成対象事業の遂行及び収支の状況について、当協会から要求があった場合は、速やかに状況報告書を当協会に提出しなければならない。
- (6) 助成対象事業が完了したとき（助成対象事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して15日を経過した日又は3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を当協会に提出しなければならない。
- (7) 助成対象事業の経理については、助成対象者は、経費支出に関する証拠書類を整理し、助成対象事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。
- (8) 助成対象者が当該事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下(9)及び(11)において「取得財産等」という。）のうち、取得価格が単価50万円以上のものについて、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ交付要綱に定める様式第12号による承認申請書を当協会に提出し、当協会の承認を受けなければならない（交付要綱第20条第1項の規定による財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。
- (9) 助成対象者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を当協会に納付させることがある。
- (10) 助成対象者が当該事業によって締結した有線テレビジョン放送施設を利用するための契約を解約したことにより収入があると認める場合には、その収入を補助事業者に納付させることがある。
- (11) 助成対象者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従ってその効率的な運営を図らなければならない。
- (12) 助成金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付要綱の定めるところにより、消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税仕入控除税額を減額することとなる。
- (13) 助成金により整備した機器については、「平成22年度無線システム普及支援事業費等補助金」のシールを貼り付ける（ケーブル等の場合は、表札等でも可）とともに、当該機器の写真を撮影する。

様式第3号（第8条第5項関係）

平成 年 月 日
第 号

郵便番号

住所

氏名 ○○ ○○ 殿

電話

社団法人デジタル放送推進協会 理事長 印

個別受信難視聴対策事業助成金不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金については、平成22年度個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金交付要綱第8条第5項の規定に基づき、下記のとおり交付しないことに決定したので、同条の規定に基づき通知する。

記

1 申請事業の名称

2 助成金不交付決定の理由

様式第4号（第9条第1項関係）

平成 年 月 日

社団法人デジタル放送推進協会 理事長 殿

郵便番号

住所

氏名

印

電話

※法人の場合は、名称・代表者名を記載のこと。

個別受信難視聴対策事業助成金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定通知のあった個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、平成22年度個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金交付要綱第9条第1項の規定により、同助成金 , 千円の交付申請（平成 年 月 日付け）を取り下げます。

記

不服のある交付の決定内容又は交付の決定に付された条件	理 由

様式第5号（第10条第1項関係）

平成 年 月 日

社団法人デジタル放送推進協会 理事長 殿

郵便番号
住所
氏名 印
電話

※法人の場合は、名称・代表者名を記載のこと。

個別受信難視聴対策事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定通知のあった個別受信難視聴対策事業の一部を変更する必要があるので、平成22年度個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

変更事項		変更前	変更後
内容			
経費	施設・設備費		

2 変更を必要とする理由

3 変更が助成対象事業に及ぼす影響

4 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、助成金交付決定の通知を受けた後において、助成対象事業の内容を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする助成金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする助成金の額 金 , 千円

助成金所要額－消費税仕入控除税額＝助成金額

様式第6号（第10条第1項関係）

平成 年 月 日

社団法人デジタル放送推進協会 理事長 殿

郵便番号

住所

氏名

印

電話

※法人の場合は、名称・代表者名を記載のこと

個別受信難視聴対策事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定通知のあった個別受信難視聴対策事業を中止（廃止）したいので、平成22年度個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金交付要綱第10条第1項第3号の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業を中止（廃止）する理由

2 経費の支出額内訳

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
施設・設備費			

3 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

(1) 中止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

(2) 完了予定日 年 月 日

様式第7号（第11条関係）

平成 年 月 日

社団法人デジタル放送推進協会 理事長 殿

郵便番号

住所

氏名

印

電話

※法人の場合は、名称・代表者名を記載のこと。

個別受信難視聴対策事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定通知のあった個別受信難視聴対策事業について、下記の事故が発生したので、平成22年度個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金交付要綱第11条の規定により報告します。

記

- 1 事故の内容及びその原因
- 2 対策事業の現在の進捗状況
- 3 現在までに要した経費
- 4 事故に対してとった措置
- 5 助成対象事業の遂行及び完了の予定

様式第8号（第12条関係）

平成 年 月 日

社団法人デジタル放送推進協会 理事長 殿

郵便番号

住所

氏名

印

電話

※法人の場合は、名称・代表者名を記載のこと。

個別受信難視聴対策事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定通知のあった個別受信難視聴対策事業の実施状況について、平成22年度個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金交付要綱第12条の規定により報告します。

記

1 交付決定額の進捗状況

(千円)

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差 額 (A-B)	実績見込額
施設・設備費					

2 助成対象事業の遂行状況

助成対象事業の遂行について、その進捗が確認できる資料その他関係書類

様式第9号（第13条第1項関係）

平成 年 月 日

社団法人デジタル放送推進協会 理事長 殿

郵便番号

住所

氏名

印

電話

※法人の場合は、名称・代表者名を記載のこと。

個別受信難視聴対策事業（年度終了）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定通知のあった個別受信難視聴対策事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成22年度個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 助成対象事業の実施状況

(千円)

区 分	交付決定年月日 助成金交付額	助成金交付 実績額
助 成 金		

2 事業の実施状況

施設の設置場所	
工事施工業者名	
着 工 日	年 月 日
完 了 日	年 月 日

3 事業収支総括表

(円)

収 入		
助成金	交付決定年月日 交付決定額	精算払年月日 精算払金額
受信者の負担額	予 算 額	実 績 額
借 入 金		
自 己 資 金		
その他 () (注1)		
小 計		

(注1) 財源の内容を記載すること。

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実 績 額 (支出額合計)
施 設 ・ 設 備 費		

4 助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする助成金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする助成金の額 金 , 千円
 助成金所要額－消費税仕入控除税額＝助成金額

5 添付書類

- (1) 工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- (2) 当該設備等の完成写真(注2)
 (注2) ケーブルテレビ等移行対策の場合は除く。
- (3) 有線電気通信法第3条の規定に基づく届出の写し(注3)
 (注3) 本事業により届出等を要した場合に限る。
- (4) 振込口座又は助成金の受領に関する委任書類

様式第10号（第14条第1項関係）

第 号
平成 年 月 日

郵便番号

住所

氏名 ○○ ○○ 殿

電話

社団法人デジタル放送推進協会 理事長 印

個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金の額の確定通知書

平成 年 月 日付けで実績報告のあった個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金の額を、平成22年度個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

記

1 助成金の確定額は、 金 , 千円とする。

2 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経費区分	交付確定額
施設・設備費	

(参考) 助成対象経費の額 _____ 円

様式第 11 号（第 17 条第 1 項関係）

平成 年 月 日

社団法人デジタル放送推進協会 理事長 殿

郵便番号

住所

氏名

印

電話

※法人の場合は、名称・代表者名を記載のこと。

消費税額の額の確定に伴う報告書

平成 22 年度個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金交付要綱第 17 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1 助成金額（交付要綱第 14 条第 1 項による額の確定額） | 円 |
| 2 助成金の確定時における消費税仕入控除税額 | 円 |
| 3 助成金の確定に伴う助成金に係る消費税仕入控除税額（注 1） | 円 |
| 4 助成金返還相当額（3 - 2） | 円 |

（注 1）別紙として積算の内訳を添付すること。

平成 年 月 日

社団法人デジタル放送推進協会 理事長 殿

郵便番号

住所

氏名

印

電話

※法人の場合は、名称・代表者名を記載のこと。

個別受信難視聴対策事業に係る財産処分承認申請届出書

平成22年度において、個別受信難視聴対策事業費補助事業助成金により取得した施設の財産処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。届け出ます。

記

- 1 処分の内容
(取得財産の目的外利用、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別)
- 2 処分の理由
- 3 取得財産の概要
 - (1) 施設の名称
 - (2) 施設設置者（事業主体）の名称
 - (3) 施設の所在地
 - (4) 事業費
 - (ア) 国庫補助金（助成金）
 - (イ) その他の負担金
- 4 処分の概要
 - (1) 処分しようとする相手方（注1）
 - (2) 処分しようとする財産の範囲
(処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図

面等を添付すること。)

(3) 処分の期間 (注1)

(4) 処分の条件 (注1)

(無償・有償の別、その他の条件を記載すること。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費(維持管理費を含む。)見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準(平成20年4月30日総官会第790号)に定める額を記載すること。)

5 処分に伴う無線通信サービス又は放送の再送信サービスの運用開始日 (注1)

(注1) 取壊し又は廃棄の場合は記載を要しない。